



給与計算システム

P a y W o r k s

操作マニュアル

令和6年3月 健康保険料率等 変更手順

K S C

目 次

第1章 健康保険料率等の登録方法	2
<hr/>	
1.1 事業所マスタ	3
1.2 社会保険テーブル	4

第1章 健康保険料率等の登録方法

ここでは、全国健康保険協会管掌健康保険料率の変更について、操作方法のポイントをご説明します。

健保特定保険料・介護保険料も、同様の手順で設定可能です。

※全国健康保険協会管掌健康保険の健康保険料率は都道府県により異なります。

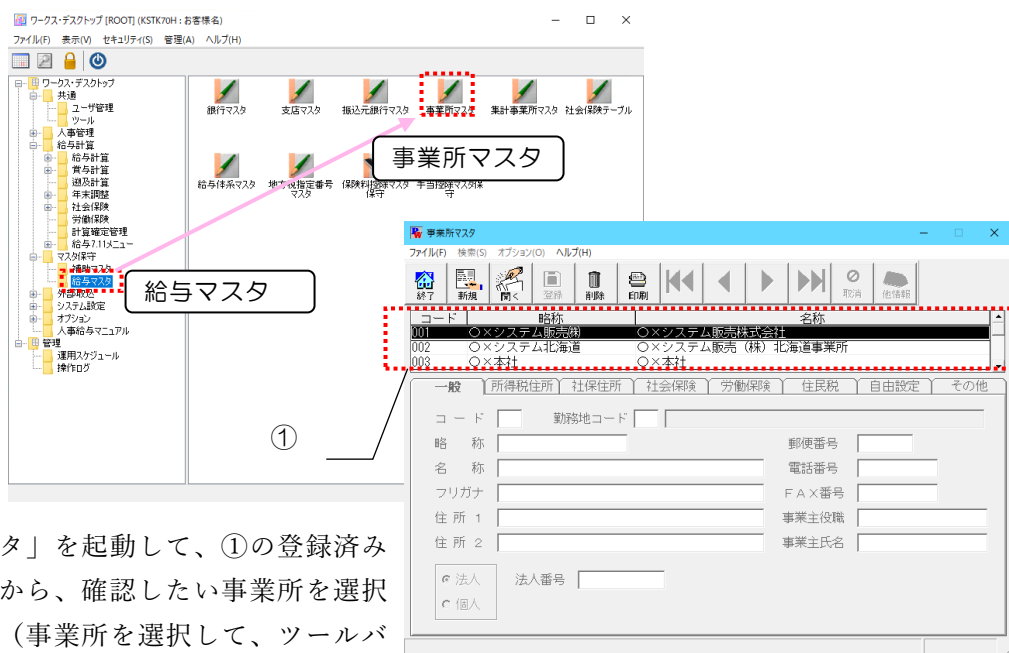
※組合管掌を御利用の場合で、保険料率の改定がない場合には、以下の操作を行う必要はありません。

1.1 事業所マスタ

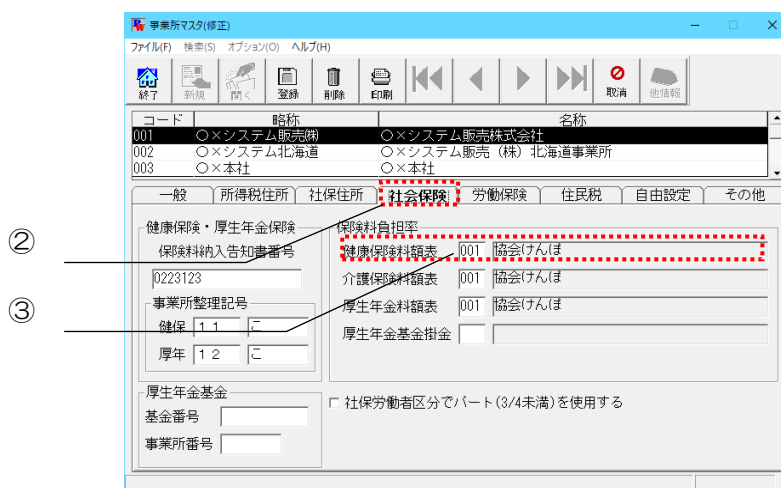
健康保険料額表の確認

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の料率変更在先立ち、現在システムで使用している健康保険料のテーブル番号を確認します。

[マスタ保守]-[給与マスタ]-[事業所マスタ]を起動します。



「事業所マスタ」を起動して、①の登録済み事業所の一覧から、確認したい事業所を選択してください（事業所を選択して、ツールバーの「開く」をクリックするか、事業所をダブルクリックしてください）。



事業所情報が入力モード（画面中央の入力欄が入力可能になった状態）になりましたら、②「社会保険」タブを選択します。「社会保険」画面・「保険料負担率」の「健康保険料額表」の料額表 ③の番号を確認します。

1.2 社会保険テーブル

社会保険テーブルに令和6年からの健康保険料の登録を行います。

健康保険料の登録後、「健保特定保険料」、「介護保険料」も同様の手順で保険料率の変更を行ってください。

※基本保険料については、システムでは健康保険料より特定保険料を差し引いて求めておりますので、基本保険料テーブルの設定はありません。

以下の例では、令和6年千葉県保険料率を登録しています。都道府県により入力する保険料率が異なりますので、該当する都道府県の保険料率を入力して下さい。

【全国健康保険協会】 令和6年度保険料額表（令和6年3月分から）
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r06/240205/>

[マスタ保守]-[給与マスタ]-社会保険テーブル



図 1-2-1 社会保険テーブル画面（区分を選択）

- ①区分：
 「健康保険料」を選択します。
 ※「健保特定保険料」「介護保険料」も同様に処理します。

「社会保険テーブル」を起動すると、区分の選択とコードの入力になります。社会保険テーブルの登録を行う区分の選択とコードを次のように入力してください。

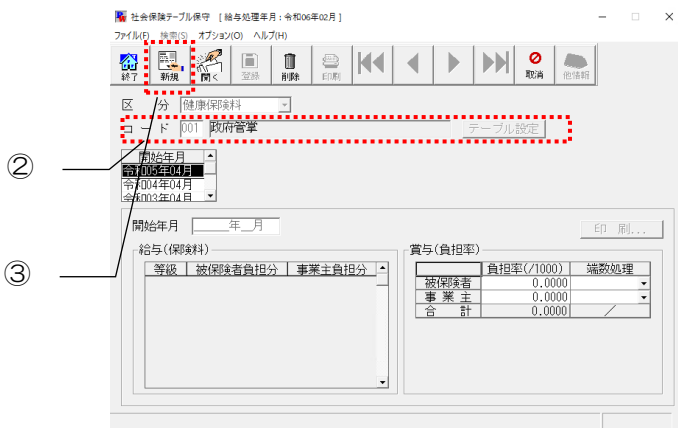


図 1-2-2 社会保険テーブル画面（コードを入力）

- ②コード：
 事業所マスタに設定されている料額表の番号を入力して「Enter」を押します。
- ③新規ボタン：
 ツールバーの「新規」ボタンを押して、新規入力モードにします。

開始年月を指定して、賞与（負担率）に率と端数処理を指定した後、[給与保険料の計算] ボタンを押下すると、給与（保険料）が計算され設定されます。

社会保険料	開始年月（西暦表示）	和暦表示
翌月徴収	2024年04月	令和6年04月
当月徴収	2024年03月	令和6年03月

※ご注意！

翌月徴収の場合で3月に賞与の支給がある場合

開始年月 2024年3月と2024年4月の2つを新規作成して下さい。その際、3月開始分は、給与を旧保険料、賞与を新保険料で作成して下さい。4月開始分については両方とも新保険料で登録して下さい。

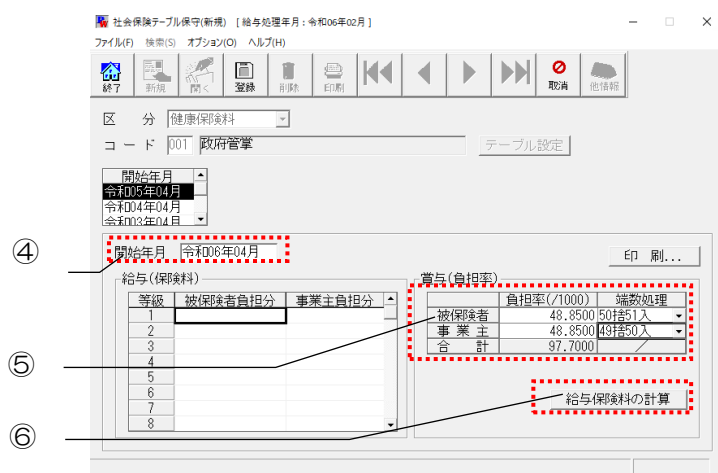


図 1-2-3 社会保険テーブル画面（給与保険料の計算）

④開始年月：

健康保険料の開始年月を入力します。

⑤賞与（負担率）：

被保険者、事業所に対する賞与の負担率と端数処理方法を設定します。

※健康保険料は都道府県単位で保険料は異なります。

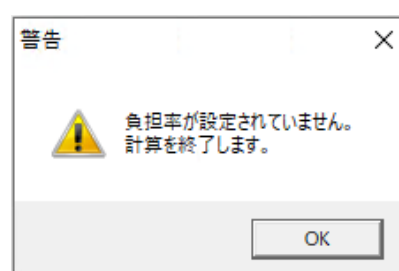
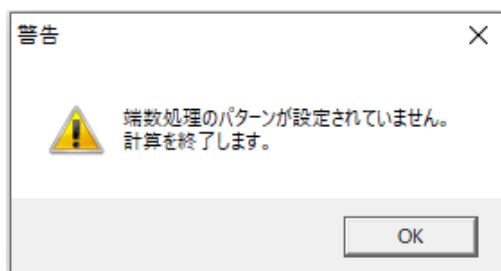
⑥ [給与保険料の計算] ボタン：

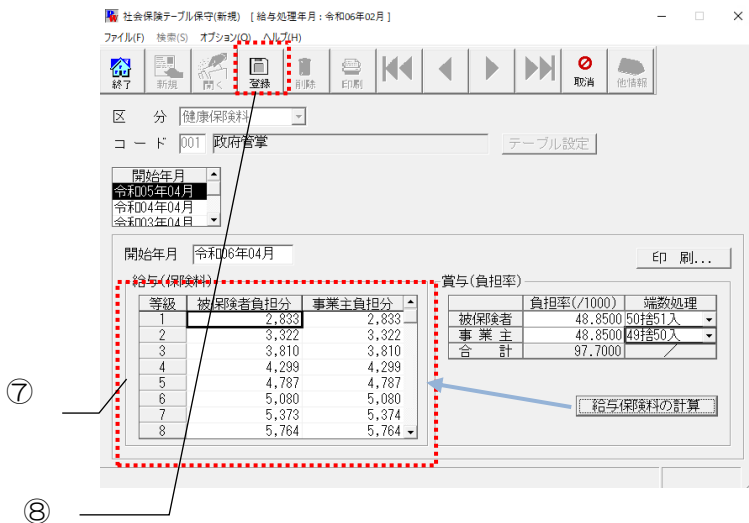
給与保険料の計算を実行します。

※給与保険料の計算ボタンは、誤動作を防ぐ為、新規登録モードの場合のみ表示されます。

※ご注意！

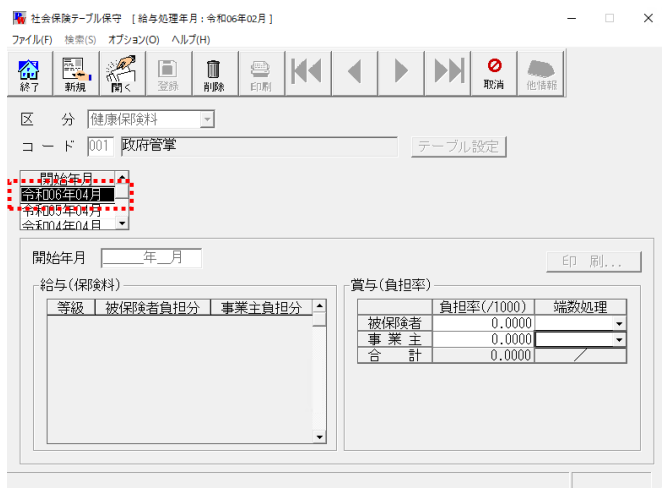
被保険者と事業主の“負担率”と“端数処理”は必ず入力・設定を行って下さい。一つでも未入力・未設定の場合は、“給与保険料の計算”ボタンをクリックしても下記画面エラーが発生し、“給与（保険料）”の計算がされません。





⑦給与（保険料）：
[給与保険料の計算] ボタンを押すと自動計算されます。

⑧ [登録] ボタン：
給与（保険料）が計算されましたら登録ボタンを押して保存して下さい。



以上で設定は完了です。

設定した開始年月の給与計算・賞与計算から保険料が反映されます。

以上

給与計算システム

操作マニュアル

令和6年3月 健康保険料率等 変更手順

2024年2月22日 初版発行

京葉システム株式会社

〒260-0028 千葉市中央区新町 17-3 ハマダパークビル 6F～8F

TEL 043-246-2194 / FAX 043-246-4616

本ガイドの内容の一部または全部の無断転載、無断複写を禁止します。

本ガイドの内容は将来予告なく変更することがあります。

京葉システム株式会社は本ガイド、及び当該ソフトウェアによって生じる障害に対して一切の責任を負いません。

※本ガイドに記載の会社名・商品名等は各社の商標または登録商標です。

© 2024 Keiyo System Co., Ltd.